

(内閣府、総務省及び財務省所管)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税(所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1に相当する額、酒税の収入額の100分の50に相当する額、消費税の収入額の100分の19.5に相当する額並びに地方法人税の収入額に相当する額の合算額)及び地方譲与税(地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」(平19法23。以下「法」という。)第2条第1項第1号の規定により設置されたものである。

(I) 歳入歳出決算の概要

(単位 百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	17,221,674	地方交付税交付金	19,006,955
財政投融资特別会計より受入	50,000	地方特例交付金	216,900
東日本大震災復興特別会計より受入	62,245	交通安全対策特別交付金	41,097
地方法人税	2,013,514	地方譲与税譲与金	2,775,155
地方揮発油税	221,008	事務取扱費	262
石油ガス税	4,450	諸支出金	231
特別法人事業税	2,171,415	国債整理基金特別会計へ繰入	29,621,164
自動車重量税	291,840	予備費	—
航空機燃料税	14,341	計	51,661,767
特別とん税	11,471		
地方法人特別税	5,419		
借入金	28,977,403		
雑収入	4,371		
前年度剰余金受入	1,792,162		
東日本大震災復興前年度剰余金受入	53,801		
計	52,895,122	翌年度の歳入に繰り入れる額	1,233,355

(歳 入)

令和5年度における歳入予算額は	52,348,578,333千円
であって、その内訳は	
当初予算額	51,176,962,043千円
予算補正追加額	1,271,616,290千円
予算補正修正減少額	100,000,000千円

であり、予算補正追加額は、法第24条の規定による地方交付税交付金の財源に充てるための一般会計からの受入見込額の増加等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、法附則第10条の規定による地方交付税交付金の財源に充てるための財政投融资特別会計投資勘定からの受入見込額を修正減少したものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は 52,895,122,229千円

であって、差引き 546,543,896千円

の増加となった。これは法第26条第1項の規定による一時借入金の借換えがあったので、借入金が多かったこと等のためである。

本年度における収納済歳入額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合(%)
一般会計より受入	17,232,716,228	17,221,674,292	△ 11,041,935	99
財政投融资特別会計より受入	50,000,000	50,000,000	—	100
東日本大震災復興特別会計より受入	62,245,858	62,245,858	—	100
地方法人税	1,902,100,000	2,013,514,395	111,414,395	105
地方揮発油税	224,700,000	221,008,209	△ 3,691,790	98
石油ガス税	5,000,000	4,450,935	△ 549,064	89
特別法人事業税	2,111,700,000	2,171,415,991	59,715,991	102
自動車重量税	286,400,000	291,840,284	5,440,284	101
航空機燃料税	15,200,000	14,341,694	△ 858,305	94
特別とん税	12,500,000	11,471,503	△ 1,028,496	91
地方法人特別税	—	5,419,960	5,419,960	—
借入金	28,612,295,408	28,977,403,408	365,108,000	101
雑収入	1,962	4,371,781	4,369,819	222,822
前年度剰余金受入	1,830,563,015	1,792,162,831	△ 38,400,183	97
東日本大震災復興前年度剰余金受入	3,155,862	53,801,084	50,645,222	1,704
計	52,348,578,333	52,895,122,229	546,543,896	101

(歳 出)

令和5年度における歳出予算現額は 52,250,637,254千円

であって、その内訳は

歳出予算額 50,707,229,010千円

〔当初予算額 49,543,612,720千円〕  
〔予算補正追加額 1,163,616,290千円〕

前年度繰越額 1,473,552,429千円

特別会計予算予算総則第21条第1項第1号の規定による経費増額

69,855,815千円

であり、予算補正追加額は、地方交付税交付金の財源の増加額に相当する額の「地方交付税法」(昭25法211)に基づく地方交付税交付金の地方団体への交付に必要な経費等を補正追加したものである。また、予算総則第21条第1項第1号の規定による経費増額は、令和5年度における特別法人事業税等の収入金額が予算額に比して増加するため、特別法人事業譲与税譲与金等を増額したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 51,661,767,006千円

翌年度繰越額は 527,366,983千円

不用額は 61,503,264千円

であって、翌年度繰越額は、法第27条の規定による支出残額の繰越しであり、不用額は、一時借入金利子及び借入金利子の支払が予定を下回ったことにより、国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を主要経費別及び事項別に示せば、次のとおりである。

(主 要 経 費 別)						(単位 千円)
主 要 経 費	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国 債 費	29,669,495,408	29,669,495,408	29,621,164,708	—	48,330,699	99
地方交付税交付金	18,060,770,208	19,534,322,637	19,006,955,654	527,366,983	—	97
地方特例交付金	216,900,000	216,900,000	216,900,000	—	—	100
地方譲与税譲与金	2,705,300,000	2,775,155,815	2,775,155,509	—	305	99
その他の事項経費	52,163,394	52,163,394	41,591,134	—	10,572,259	79
予 備 費	2,600,000	2,600,000	—	—	2,600,000	—
計	50,707,229,010	52,250,637,254	51,661,767,006	527,366,983	61,503,264	98

(事 項 別)						(単位 千円)
事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
地方交付税交付金に必要な経費	17,995,368,488	19,419,519,154	18,935,256,611	484,262,543	—	97
東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費	65,401,720	114,803,483	71,699,043	43,104,440	—	62
地方特例交付金に必要な経費	204,500,000	204,500,000	204,500,000	—	—	100
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な経費	12,400,000	12,400,000	12,400,000	—	—	100
交通安全対策特別交付金に必要な経費	51,600,163	51,600,163	41,097,610	—	10,502,553	79
地方揮発油譲与税譲与金に必要な経費	222,300,000	222,317,282	222,317,206	—	76	99
森林環境譲与税譲与金に必要な経費	50,000,000	50,000,000	50,000,000	—	—	100
石油ガス譲与税譲与金に必要な経費	5,000,000	4,517,927	4,517,927	—	—	100
特別法人事業譲与税譲与金に必要な経費	2,113,000,000	2,174,384,759	2,174,384,759	—	—	100
自動車重量譲与税譲与金に必要な経費	287,400,000	298,098,857	298,098,628	—	229	99
航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費	15,200,000	14,292,725	14,292,725	—	—	100
特別とん譲与税譲与金に必要な経費	12,400,000	11,544,265	11,544,264	—	0	99
事務取扱いに必要な経費	264,824	264,824	262,128	—	2,695	98
諸支出金に必要な経費	298,407	298,407	231,396	—	67,010	77
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	29,669,495,408	29,669,495,408	29,621,164,708	—	48,330,699	99
予 備 費	2,600,000	2,600,000	—	—	2,600,000	—
計	50,707,229,010	52,250,637,254	51,661,767,006	527,366,983	61,503,264	98

## (II) 経費の概要及び事業実績

### (1) 地方交付税交付金

地方交付税交付金は、普通交付税として地方団体が等しく合理的かつ妥当な水準でその事務を遂行することができるよう、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して、衡平にその超過額を補填することを目的として交付されるもの、特別交付税として災害復旧その他の特別な財政需要等に対して地方団体に交付されるもの、震災復興特別交付税として東日本大震災に係る特別な財政需要に対して地方団体に交付されるものである。

令和5年度における地方交付税の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	普通交付税	構成率 (%)	特別交付税	構成率 (%)	震災復興特別交付税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
道府県分	9,502,680,170	53.3	169,403,499	14.9	27,624,626	38.5	9,699,708,295	51.0
市町村分	8,300,360,429	46.6	962,812,513	85.0	44,074,417	61.4	9,307,247,359	48.9
計	17,803,040,599	100.0	1,132,216,012	100.0	71,699,043	100.0	19,006,955,654	100.0
(構成率)	(93.6%)		(5.9%)		(0.3%)		(100.0%)	

(注) (構成率)欄は、道府県分及び市町村分を合計した普通交付税、特別交付税及び震災復興特別交付税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和5年度における普通交付税の交付団体は46道府県、1,642市町村(749市893町村)、不交付団体は1都76市町村(43市33町村)であり、交付団体の全地方団体に占める割合は95.6%である。

(参考) 令和元年度から令和5年度までの各年度における地方交付税の交付状況

(単位 千円)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
普通交付税	15,210,051,499	15,592,564,564	18,333,930,177	17,437,633,345	17,803,040,599
道府県分	8,179,608,299	8,496,457,391	10,034,780,239	9,336,825,518	9,502,680,170
市町村分	7,030,443,200	7,096,107,173	8,299,149,938	8,100,807,827	8,300,360,429
特別交付税	1,065,843,839	995,652,435	1,074,558,897	1,113,143,443	1,132,216,012
道府県分	186,095,041	154,499,273	149,454,821	158,652,100	169,403,499
市町村分	879,748,798	841,153,162	925,104,076	954,491,343	962,812,513
震災復興特別交付税	463,350,868	400,735,208	96,389,920	80,192,242	71,699,043
道府県分	265,579,239	227,100,589	26,158,233	34,331,909	27,624,626
市町村分	197,771,629	173,634,619	70,231,687	45,860,333	44,074,417
計	16,739,246,206	16,988,952,207	19,504,878,994	18,630,969,030	19,006,955,654
道府県分	8,631,282,579	8,878,057,253	10,210,393,293	9,529,809,527	9,699,708,295
市町村分	8,107,963,627	8,110,894,954	9,294,485,701	9,101,159,503	9,307,247,359

### (2) 地方特例交付金

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税減収補填特別交付金として固定資産税の減収額を補填するため都道府県及び市町村に交付するものである。

令和5年度における地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	地方特例交付金	構成率 (%)	固定資産税減収補填特別交付金	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	72,933,731	35.6	121,711	0.9	73,055,442	33.6
市町村分	131,566,269	64.3	12,278,289	99.0	143,844,558	66.3
計	204,500,000	100.0	12,400,000	100.0	216,900,000	100.0
(構成率)	(94.2%)		(5.7%)		(100.0%)	

(注) (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した地方特例交付金及び固定資産税減収補填特別交付金それぞれ全体に対する構成割合である。

(参考) 令和元年度から令和5年度までの各年度における特例交付金、特別交付金及び子ども・子育て支援臨時交付金の交付状況

(単位 千円)

区 分	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
地方特例交付金	—	—	—	217,200,000	204,500,000
都道府県分	—	—	—	77,318,684	72,933,731
市町村分	—	—	—	139,881,316	131,566,269
固定資産税減収補填特別交付金	—	—	218,353,006	5,506,721	12,400,000
都道府県分	—	—	—	64,368	121,711
市町村分	—	—	218,353,006	5,442,353	12,278,289
個人住民税減収補填特例交付金	174,200,000	174,900,000	181,300,000	—	—
都道府県分	61,999,059	62,328,850	64,598,713	—	—
市町村分	112,200,941	112,571,150	116,701,287	—	—
自動車税減収補填特例交付金	22,575,000	43,641,000	29,814,000	—	—
都道府県分	11,381,388	21,960,062	15,004,595	—	—
市町村分	11,193,612	21,680,938	14,809,405	—	—
軽自動車税減収補填特例交付金					
市町村分	2,307,000	7,068,000	5,270,000	—	—
都市計画税減収補填特別交付金					
市町村分	—	—	19,970,333	—	—
子ども・子育て支援臨時交付金	269,188,824	—	—	—	—
都道府県分	82,401,933	—	—	—	—
市町村分	186,786,891	—	—	—	—
計	468,270,824	225,609,000	454,707,339	222,706,721	216,900,000
都道府県分	155,782,380	84,288,912	79,603,308	77,383,052	73,055,442
市町村分	312,488,444	141,320,088	375,104,031	145,323,669	143,844,558

### (3) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

令和5年度における交通安全対策特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

区 分	交通安全対策特別交付金 (千円)	構 成 率 (%)
都 道 府 県 分	23,681,628	57.6
市 町 村 分	17,415,982	42.3
計	41,097,610	100.0

また、令和5年度における交通安全対策特別交付金の交付団体は47都道府県、1,477市町村

(813市(特別区を含む。)664町村)、不交付団体は2市262町村であり、交付団体の全団体に占める割合は85.2%である。

(参考) 令和元年度から令和5年度までの各年度における交通安全対策特別交付金の交付状況

(単位 千円)

区 分	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
都 道 府 県 分	28,245,146	30,764,091	29,405,634	26,393,690	23,681,628
市 町 村 分	20,703,036	22,564,290	21,580,245	19,409,812	17,415,982
計	48,948,182	53,328,381	50,985,879	45,803,502	41,097,610

#### (4) 地方譲与税譲与金

地方譲与税には、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税の7種がある。

地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税は、国税として徴収され国税収納金整理資金に受け入れられ、地方揮発油税及び特別とん税については、その収入額に相当する額が、石油ガス税については、その収入額の2分の1に相当する額が、自動車重量税については、その収入額の1,000分の431に相当する額が、航空機燃料税については、その収入額の13分の4に相当する額が、それぞれ同資金から直接この会計へ組み入れられ、この組み入れられた額が地方譲与税譲与金としてこの会計から地方団体に譲与される。また、国税として徴収される特別法人事業税(令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税を含む。)については、その収入額に相当する額が、国税収納金整理資金に収納されることなくこの会計で受け入れ、この受け入れられた額が地方譲与税譲与金(特別法人事業譲与税譲与金)としてこの会計から都道府県に譲与される。なお、森林環境譲与税については、国税として徴収される森林環境税の収入額に相当する額が譲与されるが、課税が令和6年度から開始されることから、令和2年度(令和元年度原資の借入金の償還を含む。)から令和6年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとされている。

地方揮発油譲与税は、一般国道等の管理の責任を有する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。森林環境譲与税は、都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口にあん分して、9月及び3月に譲与される。石油ガス譲与税は、一般国道等の管理の責任を有する都道府県及び指定市に対し、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。特別法人事業譲与税は、都道府県に対し、各都道府県の人口にあん分して5月、8月、11月及び2月に譲与される。自動車重量譲与税は、都道府県に対しては、自動車税種別割を課した家用乗用車の台数にあん分し、市町村(特別区を含む。)に対しては、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。航空機燃料譲与税は、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対し、当該空港における着陸料の収入額(国内航空に従事する航空機に限る。)及び指定騒音地区の世帯数にあん分して9月及び3月に譲与される。特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額が9月及び3月に譲与される。

令和5年度における地方譲与税の譲与の状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	地方揮発油譲与税	構成率 (%)	森林環境譲与税	構成率 (%)	石油ガス譲与税	構成率 (%)	特別法人事業譲与税	構成率 (%)
都道府県分	116,457,306	52.3	6,000,000	12.0	3,878,610	85.8	2,174,384,759	100.0
市町村分	105,859,900	47.6	44,000,000	88.0	639,317	14.1	—	—
計	222,317,206	100.0	50,000,000	100.0	4,517,927	100.0	2,174,384,759	100.0
(構成率)	(8.0%)		(1.8%)		(0.1%)		(78.3%)	

(単位 千円)

区分	自動車重量譲与税	構成率 (%)	航空機燃料譲与税	構成率 (%)	特別とん譲与税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	16,599,475	5.5	2,858,538	19.9	—	—	2,320,178,688	83.6
市町村分	281,499,153	94.4	11,434,187	80.0	11,544,264	100.0	454,976,821	16.3
計	298,098,628	100.0	14,292,725	100.0	11,544,264	100.0	2,775,155,509	100.0
(構成率)	(10.7%)		(0.5%)		(0.4%)		(100.0%)	

(注) 1 指定市分は、市町村分を含む。

2 (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した各譲与税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和5年度における地方譲与税譲与金の譲与団体は以下のとおりである。

- (イ) 地方揮発油譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ロ) 森林環境譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ハ) 石油ガス譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全指定市である。
- (ニ) 特別法人事業譲与税の譲与団体は、全都道府県である。
- (ホ) 自動車重量譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ヘ) 航空機燃料譲与税の譲与団体数は、160団体(37都道府県80市(特別区を含む。)43町村)である(3月期)。
- (ト) 特別とん譲与税の譲与団体数は、176団体(156市(都を含む。)20町村)である(3月期)。

(参考) 令和元年度から令和5年度までの各年度における地方譲与税の譲与状況

(単位 千円)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地方揮発油譲与税	230,281,882	225,826,355	232,504,690	221,350,333	222,317,206
都道府県分	120,622,191	117,989,397	121,761,362	115,641,527	116,457,306
市町村分	109,659,690	107,836,958	110,743,327	105,708,806	105,859,900
森林環境譲与税	19,999,104	39,999,988	40,000,000	50,000,000	50,000,000
都道府県分	3,999,977	6,000,001	5,999,997	5,999,996	6,000,000
市町村分	15,999,127	33,999,987	34,000,003	44,000,004	44,000,000
石油ガス譲与税	6,893,444	5,041,121	4,940,253	4,697,337	4,517,927
都道府県分	5,865,654	4,270,502	4,237,095	4,025,045	3,878,610
市町村分	1,027,790	770,619	703,158	672,292	639,317
特別法人事業譲与税					
都道府県分	—	1,660,585,204	1,853,482,222	2,165,897,829	2,174,384,759
自動車重量譲与税	286,896,267	286,128,821	289,496,482	294,679,393	298,098,628
都道府県分	8,354,750	10,170,456	10,290,162	16,409,056	16,599,475
市町村分	278,541,517	275,958,365	279,206,320	278,270,337	281,499,153
航空機燃料譲与税	14,397,388	3,270,778	14,648,579	13,458,230	14,292,725
都道府県分	2,879,475	654,148	2,929,714	2,691,640	2,858,538
市町村分	11,517,913	2,616,630	11,718,865	10,766,590	11,434,187
特別とん譲与税					
市町村分	12,690,330	11,482,270	11,694,586	12,027,989	11,544,264

(単位 千円)

区 分	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
地 方 法 人 特 別 讓 与 税					
都 道 府 県 分	2,042,683,218	—	—	—	—
計	2,613,841,633	2,232,334,538	2,446,766,812	2,762,111,111	2,775,155,509
都 道 府 県 分	2,184,405,265	1,799,669,708	1,998,700,552	2,310,665,093	2,320,178,688
市 町 村 分	429,436,367	432,664,830	448,066,259	451,446,018	454,976,821

- (注) 1 元年度から4年度までの地方揮発油譲与税の計数中には、地方道路譲与税が含まれている。  
2 指定市分は、市町村分を含む。